頁	改訂後	改訂前	摘要
	設計業務等共通仕様書	設計業務等共通仕様書	
	第1編 共通編	第1編 共通編	
	第1章 総則	第1章 総則	
設-4	第1109条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、以下の4、5のいすれかの方法により、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、登録機関に登録録後、テクリスより「登録内容確認また、登録機関に一ドでは、でかりに、関係できるものといったが、である。 4. 受注のたない場合は、変更・完了時に業務実績情報をして「登録のたない場合は、でのででは、場合は、での変更時により、での変更時により、での変更時はと約のででで、というとは、では、のででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	第1109条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年年始の閉庁日(以内に、登録内容の変更所は変更があった日のでは、間庁日を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければなき登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時の提出を省略できるものとする。	

頁	改訂後	改訂前	摘要
設-8	第1129条 守秘義務 5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。 6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。	第1129条 守秘義務 5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。 6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。	
設-14~	主要技術基準及び参考図書 1~22省略 23 2012年制定 コンクリート標準示方書【施工編】 24省略 25 26 26 26 27 28 29 20 <th>[1]共通 1~23省略 23 2007年制定 コンクリー 大標準示方書【施工編】 土木学会 24省略 25 2007年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】 土木学会 10 1 0 年制定 コンクリート標準示方書【規準編】(2 土木学会 田分)</th> <th></th>	[1]共通 1~23省略 23 2007年制定 コンクリー 大標準示方書【施工編】 土木学会 24省略 25 2007年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】 土木学会 10 1 0 年制定 コンクリート標準示方書【規準編】(2 土木学会 田分)	

頁	改訂	後		改訂	前	摘要
	27 <mark>2013年制定</mark> コンクリー ト標準示方書【維持管理編】	土木学会	27	2007年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	
	28 <mark>2012年制定</mark> コンクリー ト標準示方書【施工編】	土木学会	28	2007年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	
	29 2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会		なし		
	30~42省略		2 8	3~41省略		
	43 ケ ラウント アンカー設計・施工基準、 同解説 (JGS4101-2012)	地盤工学会	42	グラウンドアンカー設計・施工基準、 同解説(JGS4101-2000)	地盤工学会	
	44~72省略			3~71省略		
	73 基準点測量製品仕様書(<mark>案)</mark> (詳細版)、(簡易版)	国土地理院	72	基準点測量製品仕様書(詳細版)、(簡易版)	国土地理院	
	水準測量(新設・復旧)製品 74 仕様書 <mark>(案</mark>)(詳細版)、 (簡易版)	国土地理院	73	水準測量 (新設・復旧) 製品 仕様書 (詳細版) 、 (簡易 版)	国土地理院	
	水準測量(改測・地盤変動) 75 製品仕様書 <mark>(案)</mark> (詳細 版)、(簡易版)	国土地理院	74	水準測量(改測・地盤変動) 製品仕様書(詳細版)、(簡 易版)	国土地理院	
	76~77省略		7 5	5~76省略		
	78 路線測量製品仕様書(案)	国土地理院	77	路線測量製品仕様書	国土地理院	
	79 河川測量製品仕様書(案)	国土地理院	78	河川測量製品仕様書	国土地理院	
	80 用地測量製品仕様書(案)	国土地理院	79	用地測量製品仕様書	国土地理院	
	83 移動計測車両による測量シス テムを用いる数値地形図デー タ作成マニュアル(案)	国土地理院		なし		
	84 GNSS測量による標高の測量マニュアル (案)	国土地理院		なし	_	

頁	改訂行	後		改訂	前	摘要
	電子基準点のみを既知点とし 85 た基準点測量マニュアル (案)	国土地理院		なし		
	86 公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院		なし		
	〔2〕河川・海岸・	砂防・ダム関係		〔2〕河川・海岸・	砂防・ダム関係	
	1~16省略		1 ~	~ 1 6 省略		
	ダム・堰施設技術基準(案) 16 (基準解説編・マニュアル 編)	国土交通省	16	ダム・堰施設技術基準(案)改 訂新盤	国土交通省	
	17~18省略		1 7	7~18省略		
	19 ゲート用改変装置(機械式) 設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会		なし		
	20 ゲート用改変装置(油圧式) 設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会		なし		
	21~32省略		1 9	9~30省略		
	33 調査 基本調査マニュアル【河川 版】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	局	31	平成18年度版河川水辺の国勢 調査 基本調査マニュアル【河川 版】		
	平成18年度版河川水辺の国勢 34 調査 基本調査マニュアル【ダム湖 版】	国工父进有水官理·国工休宝局 同 河川環 <u>倍課</u>	32	平成18年度版河川水辺の国勢 調査 基本調査マニュアル【ダム湖 版】	ダム水源地環境整備センター	
	35~98省略		3 3	3~96省略		
	99 浸水想定区域作成マニュアル (改訂版)	国土交通省		なし		
	100 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省		なし		
	101~102省略		9 7	7~98省略		
	103 多自然川づくりポイントブックⅡ 川の営力を活かした川づくり	リバーフロント整備センター		なし		

頁	改訂後	改訂前	摘要
	多自然川づくりポイントブックⅢ 104 中小河川に関する河道計画技 リバーフロント整備センター 術基準;解説	なし	
	〔3〕道路関係	〔3〕道路関係	
	1~5省略	1~5省略]
	全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス) 一般交通量調査実施要領 交 通調査編(国土交通省)	6 全国道路交通情勢調査実施要 綱一般交通量調査(調査編) 国土交通省	
	7~11省略	7~11省略	
	12 自転車利用環境整備のための 日本道路協会	なし	
	13~72省略	12~71省略	
	道路トンネル技術基準(換気 73 編)・同解説 平成20年改訂 日本道路協会 版	道路トンネル技術基準(換気 72 編)・同解説(改訂版) 平 成20年改訂版	
	7 4~103省略	73~102省略	
	104 道路震災対策便覧(震災危機 日本道路協会	なし	
	105~134省略	103~132省略	
	135 ずい道等建設工事における換 建設業労働災害防止協会	なし	
	道路管理施設等設計指針 (案)・道ル管理施設等設計 日本建設機械化協会 要領(案)	なし	

頁	改訂後	改訂前	摘要
	〔4〕電気・機械・設備等	〔4〕電気・機械・設備等	
	改訂無し	改訂無し	
設-121~	第4編 砂防及び地すべり対策編	第4編 砂防及び地すべり対策編	
	仕様書内の文言の変更	仕様書内の文言の変更	
	<mark>堰</mark> 堤	えん堤	
	第6編 道路編	第6編 道路編	
	第2章 交通現況調査	第2章 交通現況調査	
	第2節 交通量調査	第2節 交通量調査	
設-254	第6203条 単路部交通量調査	第6203条 単路部交通量調査	
	(3) 交通量調査 受注者は、監督職員の指示する道路断面、調査時間および 計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行 うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督職員の指 示によるものとする。 また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街 路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査実施 要領交通調査編」(国土交通省)に準ずるものとする。	(3) 交通量調査 受注者は、監督職員の指示する道路断面、調査時間および 計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行 うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督職員の指 示によるものとする。 また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路交通 調査実施要綱一般交通量調査(調査編)」(国土交通省) に準ずるものとする。	

頁	改訂後	改訂前	摘要
測-3	測量業務共通仕様書 第1編 総則 第1章 総則 第11010条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が 100 万円以上の業務について、以下の4、5のいずれかの 方法により、業務実績情報システム(テクリス)に基づ き、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認 書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければ ならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものと する。	測量業務共通仕様書 第1編 総則 第1章 総則 第11010条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報シスムの 100 万円以上の業務について、業務では報シストリストのでは、大きででででででは、でのは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	
	4. 受注者は、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日(以下、閉庁日という)を除き10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10 日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10 日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。	ならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	
	5. 受注者は、受注・変更・完了時に業務実績情報について、受注時は契約後、閉庁日除き10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10 日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、登録機関に登録申請しなければならない。 (参照: H21.8.3 付 21 建企第281 号 コリンズ・テクリスの登録システムの運用について)		

頁	改訂後	改訂前	摘要
測-8	第11030条 守秘義務	第11030条 守秘義務	
	5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。	5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的に は使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこ と。	
	6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸 与資料(書面、電子媒体)について、発注者への返却若し くは消去又は破棄を確実に行うこと。	6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しく は消去又は破棄を確実に行うこと。	
測-24	様式一3の改訂		

頁	改訂後	改訂前	摘要
	地質・土質調査業務共通仕様書	地質・土質調査業務共通仕様書	
	第1編 総則	第1編 総則	
	第1章 総則	第1章 総則	
地-3	第30109条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、以下の4、5のいずれかの方法により、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、登録機関に登録録しなければならり「是婦田」が、関にに、の本さいのでは、でからは、でからは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	第30109条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は、約後、土曜日、日曜日、祝日、年年始の閉庁日(以下、閉庁日という)を除き10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10 日以内に、書面申請しなけまま了後、閉けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出し日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	

頁	改訂後	改訂前	摘要
地-8	第30129条 守秘義務	第30129条 守秘義務	
	5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。	5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的に は使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこ と。	
	6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸 与資料(書面、電子媒体)について、発注者への返却若し くは消去又は破棄を確実に行うこと。	6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しく は消去又は破棄を確実に行うこと。	